

和光市選挙管理委員会会議録

開催日時	平成28年3月15日	午前11時00分開会
		午前11時30分閉会
開催場所	市役所4階 402会議室	
議題	〈委員長選挙〉 選挙管理委員会委員長の選挙について 選挙管理委員会委員長職務代理の指定について 補充員についての報告	
出席者	委員長	浪 間 昇
	委員	庄 子 ミ エ
	委員	鳥 飼 孝 行
	委員	上 田 隆 子
	事務局長	安 井 和 男
	主任	長 島 拓 央
発言者	議 事	
事務局長 (安井)	<p>ただいまから、選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>前委員の任期満了に伴い、2月22日の3月市議会定例会において選挙管理委員及び補充員が決定されました。</p> <p>本日は議会における選挙後初めての委員会です。委員長がおりませんので、地方自治法第187条の規定により委員長を選挙いたします。</p> <p>選挙については和光市選挙管理委員会規程第1条第1項の規定により「投票」によりお願いいたします。</p> <p>委員長選挙に関する事務は同規程第1条第2項の規定により、年長の委員が事務を担当することになっております。</p> <p>委員中、上田隆子委員が年長の委員ですので、議事をお願いいたします。</p>	
委員 (上田)	<p>これより和光市選挙管理委員会規程第1条第1項の規定により選挙管理委員会委員長の選挙を行います。</p> <p>出席委員は、地方自治法第189条の規定による定足数に達していますので、会議は成立しています。</p> <p>念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。</p> <p>明確に氏名の記入をお願いします。当選の決定は、得票数の多い者1名をもって決定します。</p> <p>職員は投票用紙を配布してください。</p>	
事務局 委員 (上田)	<p>(投票用紙の配布)</p> <p>投票用紙の配付漏れはないでしょうか。</p> <p>(配付漏れが無いことを確認)</p>	

<p>全委員 委員（上田）</p>	<p>配付漏れは無いと認めます。 投票箱を点検してください。 （投票箱の点検） 異常無いものと認めます。 それでは投票をお願いします。</p>
<p>全委員 委員（上田）</p>	<p>（投票） 投票漏れはないでしょうか。 （投票漏れがないことを確認） 投票漏れは無いと認めますので、投票を終了します。 それでは開票を行います。 立会いをお願いします。</p>
<p>事務局 委員（上田） 事務局長（安井） 委員（上田）</p>	<p>（開票） 選挙の結果を事務局長から報告させます。 投票総数4票、浪間委員4票。以上でございます。 ただいまの報告のとおり浪間委員が委員長に当選されました。 それでは新委員長の挨拶をお願いします。</p>
<p>委員長（浪間）</p>	<p>委員長となりました浪間です。引き続き、皆様の御支援、御鞭撻のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局長（安井）</p>	<p>次に、地方自治法第187条第3項の規定による委員長の職務を代理する者を委員長に指定していただきます。 委員長お願いいたします。</p>
<p>委員長（浪間）</p>	<p>庄子委員を職務代理に指定いたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>委員（庄子） 事務局長（安井）</p>	<p>皆様、どうぞよろしく申し上げます。 補充員について報告いたします。</p>
<p>委員長（浪間）</p>	<p>2月22日に3月市議会定例会において、選挙管理委員会委員及び補充員が決定されましたが、その通知の写しをお手元に配布してございますので御覧ください。 （資料朗読及び説明）</p>
<p>委員長（浪間）</p>	<p>選挙管理委員会委員長の選挙及び補充員については以上です。 事務局から、他の連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局（長島）</p>	<p>次回の委員会ですが、4月4日月曜日でお願いしたいのですが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>委員長（浪間）</p>	<p>皆さんいかがですか。 （大丈夫です、の声あり）</p>
<p>事務局（長島）</p>	<p>では、次回の委員会は4月4日でお願いします。 その他の連絡事項ですが、投票区の変更について、意見募集をしているところですが、現在のところ意見の提出はありません。意見が無い場合は4月の委員会で投票区変更の議案を上程</p>

委員（鳥飼）	<p>する予定です。</p> <p>今一度尋ねますが、間違った投票所に行ってしまった場合は投票できないのでしょうか。</p> <p>どんなにお知らせしても、間違う人は必ず出てきます。私は仕事で、何日から何日までエレベーターは使えませんが居住者にお知らせすることがあるんですが、それでも乗ってしまう人がいます。動かないので非常用ボタンを押されてしまう。全ての人に知ってもらうのはなかなか難しいと思います。</p>
事務局長（安井）	<p>やはり、投票所を間違えた場合はその投票区の選挙人名簿に登録されていないので投票できないことになります。間違えてしまう人が出てくるのを完全になくすというのは難しいと思いますが、木目細やかな周知を続けていくほかないと思います。</p>
委員長（浪間）	<p>他、何かございますか。</p> <p>（ないです、の声あり。）</p> <p>任期始めの委員会でしたが、皆さま御協力ありがとうございました。以上で本日の選挙管理委員会を終了します。</p>

委員会の次第は上記のとおりである。

平成28年 4月 4日

委員長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印